

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成九年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
県道の区域の変更(道路課)
県道の供用の開始()
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 關達公告 公募型指名競争入札の実施(農政課)

告 示

鳥取県告示第七百十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等		
5841	雑誌その他 の刊行物	スーパーパソコン スーパーコミック6月増刊号	雑誌コード 05498-6	株式会社 アミカル	
5842	"	Beppin-School No.72 7月号	雑 誌 07971-07	英知出版	
5843	"	ジャンクショップ 創刊6月号	雑誌コード 05109-6	株式会社 交心社	
5844	"	制服コレクション 7月号	雑 誌 05565-7	株式会社 晋遊舎	
5845	"	ギヤルス・グレイ JUN1997	雑 誌 02993-6	株式会社 タイアリス	
5846	"	パンストFreak 6月号	雑誌コード 17509-6	大洋書房	
5847	"	熱写ボニー 8月号	雑誌コード 07055-8	株式会社 東京三世社	
5848	"	熱写ボニー8月号増刊	雑誌コード 07056-8	株式会社 東京三世社	
5849	"	ギヤルス通信 8月号	雑誌コード 12805-8	株式会社 日本出版社	

5850	〃	す び じ ん	1997.8 vol.11 Vコミック8月増刊号	雑 誌 07824-8	株 式 会 社 日本出版社
5851	〃	極上ノハマ振りCLUB		雑 誌 01738-5	株 式 会 社 ビテオ出版
5852	〃	桃 ク リ ー ム 第8号 劇画スペシャル7月15日増刊		雑 誌 03614-7	シ リ オ ン 出 版 株 式 会 社
5853	〃	超 天 然 素 人 娘 7月号 vol.32		雑 誌 コ ー ド 16217-7	雄 出 版 株 式 会 社
5854	〃	パ ナ ナ 通 信 ☆ 8		雑 誌 17591-8	株 式 会 社 ラ ン 出 版
5855	〃	漫 画 ば ん が い ち 11月号		雑 誌 18295-11	株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
5856	〃	メ ソ ス フ ク シ ョ ン 11月号		雑 誌 08595-11	株 式 会 社 双 葉 社
5857	〃	週 漫 ス ペ シ ャ ル CUTE GAL 11月号		雑 誌 14477-11	芳 文 社
5858	録画テープ	美 乳 倶 楽 部		B K 0 5	美 乳 倶 楽 部
5859	〃	メ ル ヘ ン 上 原 あ や か		SC-003	株 式 会 社 ス ク リ ー ム
5860	〃	48 時 間 の 愛 奴		LS-04	L i c k S t i c k

鳥取県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成九年十月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	変更前	岩美郡国府町大字石井谷字牛田 二九八一六地先から同町大字栃 本字茨池六一七七地先まで	四・九 四五・〇	一、六〇二・〇
	変更後	岩美郡国府町大字石井谷字牛田 二九八一六地先から同町大字栃 本字茨池六一七七地先まで 岩美郡国府町大字大石字田方五 五三一一地先から同大字字前田 五二二一一地先まで	四・九 三四・五 九・六 四九・〇	一、六〇二・〇 六七九・〇

鳥取県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
岩美八東線	岩美郡国府町大字大石字田方五五三一地先から同大字字前田五二二一―地先まで	平成九年十月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成九年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県農協支部	峯尾 保	秋本 義一	鳥取市末広温泉町七三三	平成九年十月十三日	1以上の市町村の区域を単位とする

安田優子を市議会に送る会	池田山東志	上田 光政	境港市元町二三〇	〃	その他の政治団体
--------------	-------	-------	----------	---	----------

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成九年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県日本看護連盟支部	会計責任者の氏名	平成九年十月十三日	政党の支部
細谷真由美	細谷真由美	〃	〃
宮本 節子	宮本 節子	〃	〃
黒見哲夫後援会	主たる事務所の所在地	平成九年十月六日	その他の政治団体
境港市上道町三二四七	境港市上道町三〇一三	〃	〃
日本看護連盟鳥取県支部	会計責任者の氏名	平成九年十月十三日	〃
細谷真由美	宮本 節子	〃	〃
吉田文夫後援会	代表者の氏名	〃	〃
吉田 啓仁	大田 進	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
吉田忠良後援会	三谷 明久	金田 順珍	倉吉市円谷町五〇三	平成九年九月三十日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成九年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体

期間 平成8年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 吉田忠良後援会
報告年月日 平成9年1月7日
(平成9年9月30日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円
期間 平成9年1月1日～同年9月30日
政治団体の名称 吉田忠良後援会

報告年月日	平成9年9月30日	1 収入総額	0円
	(平成9年9月30日解散)	2 支出総額	0円
収入・支出の総額			

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年10月31日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 工事の概要

(1) 工事名 とっとり出合いの森造成工事（6工区）

(2) 工事場所 鳥取市桂見

(3) 工事内容

ア 本件工事は、「とっとり出合いの森」のプロムナード及び駐車場周辺エリア約2ヘクタール内において、雨水排水施設、園路・駐車場舗装、管理施設、植栽等の工事並びに園内給水に必要な高置水槽の設置及び付帯する配管工事を一体的に施工するものである。

イ 工事施工に当たっては、工事現場への進入路となる市道宮谷布勢線は、近隣集落の主要な生活道路でもあるため、一般交通の支障とならないよう配慮するとともに、交通事故の防止には細心の注意を払う必要がある。また、現場内の隣接工事と連絡協調を密にし、相互に円滑な工事ができるよう工程調整を図るとともに、濁水防止には十分注意する必要がある。

<p>(4) 工事の詳細</p> <p>ア 土工 掘削 2,400㎡ 埋戻し 680㎡ 残土(場内処分) 1,720㎡ 植生ネット 2,710㎡</p> <p>イ 舗装工 アスファルト舗装 (t = 4 ~ 5 cm) 10,100㎡ 自然色アスファルト舗装 (t = 4 cm) 4,200㎡ コンクリート舗装 (t = 15cm) 900㎡ 歩車道縁石 1,770 m</p> <p>ウ 排水工 U型側溝 (300~400mm) 590 m、L型側溝 (300mm) 450 m、集水井 9 か所</p> <p>エ 管理施設工 車止柵 35か所 東屋 2か所 駐輪場・階段工等一式</p> <p>オ 給水設備工 高置水槽 (7 m³槽) 1基 揚水管 (VD100mm) 340 m 給水管 (VP100mm) 330 m</p> <p>カ 電気設備工 電線管 (FEP30~65mm) 1,500 m ハンドホール 8か所</p> <p>キ 植栽工 高木植栽 (H=2.5~5.0m) 84本 低木植栽 (H=0.8m以下) 20,900株 張芝 2,560㎡</p> <p>(5) 工 期 平成9年11月から平成10年11月まで</p> <p>2 技術資料の提出ができる者 技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 知事が定める平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級、ほ装工事A級及び造園工事の資格の認定を受けた者であること。</p>	<p>(3) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における土木一式工事の総合評点が925点以上であること。</p> <p>(4) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業 (土木工事業) の許可を受けていること。</p> <p>(5) 平成9年10月31日 (金) から同年12月4日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(6) 昭和62年度以降に、道路工事等で1工事の舗装面積が2,000平方メートル以上の舗装工事を元請けとして施行した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施行した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。</p> <p>(7) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 舗装工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第5項の規定による一級土木施工監理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(8) 鳥取県内に本店たる営業所を有すること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成9年10月31日 (金) から同年11月12日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p>
--	---

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話0857-26-7331）に対して行うこと。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 提出された技術資料等は、返却しない。また、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。